

健発0201第1号
平成25年2月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

予防接種法施行令の一部を改正する政令の施行等について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第26号）が本日公布され、平成25年4月1日から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりである。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。なお、本改正に伴い、追って関係通知を発出する予定である。なお、本通知は、地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

1 結核の定期の予防接種の対象者の変更について

(1) 改正の概要

結核の定期の予防接種の対象者を「生後6月に至るまでの間にある者」から「生後1歳に至るまでの間にある者」に拡大する。

また、本改正に伴い、改正前の予防接種法施行令第1条の2第2項の規定は削除する。（予防接種法施行令第1条の2第1項関係）

(2) 留意事項

結核の定期の予防接種は、平成25年4月1日より、生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として行うこと。ただし、地域における結核の発生状況等固有の事情を勘案する必要がある場合は、この限りではない。

2 日本脳炎の積極的勧奨等について

改正の概要

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日にかけての積極的勧奨の差し控えにより日本脳炎の定期の予防接種を受ける機会を逸した平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者については、4 歳以上 20 歳未満の者を定期の予防接種の対象者とする規定を設けている。今般の改正により、当該規定の対象に、平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日までの間に生まれた者を追加する。（附則第 4 項関係）

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日